

2007年2月2日

〒169-0073 東京都新宿区百人町3-28-8  
新宿地方合同庁舎  
電話 03-5331-1752  
0570-090-110  
FAX 03-5331-1761  
総務省 東京行政評価事務所  
行政相談課 柳田様

〒 東京都足立区  
半澤一宣（はんざわ・かずのり）

名鉄の件で中部運輸局に要請書を送付したことの御連絡

前略 今月1日に電話で柳田様から御教示いただいた中部運輸局への問題提起について、さっそく別紙のとおり要請書を作成し送付いたしましたので、取り急ぎお知らせいたします。冒頭に柳田様の連絡先を記しておきましたので、何か問い合わせが行くかもしれませんことを、お含みおき願います。

日本司法支援センター（法テラス）の犯罪被害者支援制度への疑問

私は、名鉄事件に係る法律的な助言などの救済を求め、1月26日（金曜日）事件に関連する文書一式（足立区の行政相談員から柳田様へ御送付いただいたと思われるものに相談の要旨を箇条書にまとめたものを追加）を持参して、朝一番に霞が関の弁護士会館を訪ねました。

私は、以前利用したことがある、法律扶助協会の無料法律相談を利用するつもりでいました。私は現在、健康上の理由から失業中という経済的問題があるからです。もっとも、以前有料の一般相談を利用したとき、担当の弁護士が私の相談内容（公共施設での受動喫煙の問題）に無知・無理解で、私が法律的な見解を求めていたのに感情的で的外れな回答に終始し「こんなの（志村けんの）バカ殿の言うことだ」の暴言まで浴びせられ、それでいて相談料だけはしっかり取られたという「ふざけるな、金返せ」的な経験があったからでもあります。

ところが、昨年の通称「法テラス」開設に伴う制度変更で、法律扶助協会での無料相談の受付が廃止されていました。それで案内掲示に従い、9時ちょうどに弁護士会館3階の法テラス受付窓口へ申し出たところ「面接による相談を御希望でしたら、9階の第二東京弁護士会（二弁）の受付に申し出てください」と案内されました。東京弁護士会（東弁）や第一東京弁護士会（一弁）でなく二弁なのは、犯罪被害者支援業務を重点的に担当しているのが今年は二弁だから、という説明でした。

ところが、この指示に従って9時10分ごろに、二弁の受付へ面接相談を申し込もうとしたところ、奥から出てきた職員の話は要旨「まず電話で御相談いただいてからでないと面接相談は受付できません。（11時に来る）電話相談担当の弁護士は1人だけなので、電話に対応できなくなってしまいますから（11時まで）待っていただいたとしても相談は受け付けられません。電話が混み合っていてつながりにくいのは、担当弁護士が1人しか来ない制度上しかたがありません。それで（電話がつながらなくて）困るのでしたら、法テラスの犯罪被害者支援ダイヤル（0570-079714）か、有料の一般相談を御利用ください」というもので、私が用意してきた文書に目を通すことさえしてくれませんでした。

それで仕方なく、9時40分ごろに犯罪被害者支援ダイヤルに電話してみたところ、こ

こでも要旨「犯罪被害への対応に精通している弁護士を紹介することはできますが、法律扶助協会のように無料で相談に応じてもらえるという約束はできません。無料相談を御希望であれば、弁護士会の電話相談を御利用いただくしかありません。今、弁護士会館にいたのでしたら、東弁と一弁の受付にも申し出てみてはいかがでしょうか。今日中に面接相談を受けてもらえるかどうかはわかりませんが」と言われてしまいました。

しかし、東弁や一弁でも面接相談を受け付けてもらえる見込みがないことは、二弁のできごとから分かりきっています。結局、私は、法テラスと二弁に無責任なトライ回しを繰り返され、相談を受けられず弄ばれただけで終わった迷惑、というよりは二次被害を受け、無駄足を引きずって弁護士会館を後にせざるを得ませんでした。

私が弁護士会館からの帰り道に思ったのは、法テラスにしても二弁にしても、制度変更によって法律扶助協会時代よりも無料相談が狭き門にされてしまった（慢性的に混み合っている電話がつながらないことには話が始まらないという、個人の努力ではどうすることもできない）根本的な問題に関する議論を避けつつ、何とか私を有料相談へ誘導しようとしている思惑が感じられたことでした。結局、私の心に残ったのは、地獄の沙汰と同じで「被害者支援もカネ次第かよ？」という、現行の（法テラス設立後の）犯罪被害者支援制度への不信感だけでした。

このため、私は現在、犯罪被害からの救済支援を誰からも受けられず、孤立無援を強いられることで精神的苦痛を受けるという二次被害に苦しめられています。

そもそも「泣くことないよ」を電話番号にしている日本司法支援センター自らが、相談してきた被害者を泣かせている自己矛盾を、当事者は一体どう考えているのでしょうか？ こうした、法テラスの制度に関するトラブルの苦情を持ち込むべき窓口がどこなのかが公表・周知されていない現実にも、私は疑問を感じます。

私は、経済的な事情が許せば、とくに法テラスでの弁護士斡旋を申し込んでいます。しかし、経済的に困窮している者が受けた犯罪被害に対する支援制度は、法テラス発足によってむしろ後退してしまっているのではないかというのが、一連の顛末から感じた私の率直な印象です。

当事者である法務省や日弁連などが、このあたりの問題を一体どう考えているのかを、直接私へ回答するよう、柳田様から問題提起していただけないでしょうか。また、法テラスと第二東京弁護士会に対しても、救済を求めてきた被害者（私）に対して無責任なトライ回し以外のことを何もしなかった自らの薄情な振る舞いのことを一体どう考えているのかについて、同様に私あてに回答するよう、問題提起をお願いできませんでしょうか。

なお、これら関係機関へは私の自宅の電話番号は伝えず、書面で回答されたい旨をお伝えくださいますよう、お願い申し上げます。

#### 検察官適格審査会の件

柳田様からのお電話を伺った限りでは、法務省内閣官房人事課の検察官人事2係長？の桜谷様は「何で書類を受理したことを連絡しなかったことで、4ヶ月も経ってから問い合わせを受けなければならないのか？」と迷惑顔をしていたように思われてなりません。事実、私が適格審査を申し立てた問題の検察官も、竹ノ塚踏切惨事に関する東武鉄道関係者への私からの告発を受理しながら、約9ヶ月間もその旨の連絡を怠っていたことについて「刑事訴訟法には告発を受理した旨を通知することについての定めがありません（ので、通知を怠っても問題はないと考えています）」と語っていました。国民へのこういう対応方が常態化しているようでは、礼儀というか対人関係のマナーに関する限り「役人の常識は国民の非常識」と理解せざるを得ませんでした。

草々